

核禁条約拡大へ行動計画

「批准10年内に核廃棄」も決定



ウイーンで開かれている核兵器禁止条約の第1回締約国会議は23日、最終日を迎えた。批准国の方針を記した「ウイーン行動計画」と、理念をうたう政治宣言「ウイーン宣言」が採択された。批准国は、核保有国との対話をめざす内容になる見通しだ。

行動計画の草案は、条約の批准国を増やす道筋▽核

兵器禁止条約第1回締約国会議の最終日の議論に臨む各國の政府代表者ら(23日、ウ

イーン、福富旅史撮影)

23日の議論では、核関連の専門家最大15人による「科学諮詢グループ」や、核保有国が参加する核不拡散条約(NPT)との協力分野を探る「非公式ファシリティ」を設けることを決めた。専門的な知見をとり入れながら、核軍縮・不拡散体制の礎であるNPTの補完をめざす。

また、22日には核兵器を

廃絶への取り組み▽核被害者への支援▽科学的、専門的助言の制度化▽核軍縮・不拡散体制における核禁条約の位置づけ——から構成され、計50項目ある。行動計画の採択に先立つて低いが、将来的にもしそうなった場合に備えた。ただ、予期せぬ事態が起きた場合、例外的に最大で5年延長することができる。

北大西洋条約機構(NATO)に加盟するベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコには、米国のが批准した場合、国内の核弾頭がある。こうした国が批准した場合、国内からの撤去期限を90日以内とすることも決められた。

ウイーン宣言の草案は、「核兵器の完全な廃絶を実現する」どころか決意を再確認する「」とつた。核裁委会を「基礎となる一步」と表現。核兵器の人道的影響について「壊滅的で対処することができない」とした上で、核兵器を「生命に対する権利の尊重とは相いれない」と断じた。

一方、ロシアによる「核の脅し」に関する文書は入らなかつた。(ウイーン=岡田真実、福富旅史、藤原学恩)

持つ国が条約を批准した場合、10年以内に核兵器を廃棄しなければならないことを全会一致で決めた。

ストックホルム国際平和研究所によると、米ロ中英仏と、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9カ国が推定計1万2705発の核弾頭を持つ。

現時点ではこれらの国が核研究に入れる可能性は極めて低いが、将来的にもして